

### 3 令和7年度 国民健康保険料率及び賦課限度額（案）

#### (1) 令和7年度国民健康保険料率

国民健康保険事業は、独立採算の特別会計による運営が義務付けられており、運営に要する費用のうち、保険給付費等の支出見込額から収入見込額を差し引いた不足分が、受益者である被保険者の保険料で賄われることとされている。

支出見込額	収入見込額	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険給付費</li> <li>・ 事業費納付金</li> <li>・ 保健事業費</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県支出金（保険給付費等交付金）</li> <li>・ 一般会計繰入金</li> <li>・ その他</li> </ul>	= 保険料収入見込額

令和7年度の保険料率は、令和6年度と同率にすることで、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込額は減少するが、基金の繰入により、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができる。

なお、今後も被保険者数の減少が見込まれることや、一人当たりの療養給付費が増加していることから、令和8年度以降についても、引き続き適正な保険料率の検討を行う。

#### (2) 令和7年度賦課限度額

高所得者にも応分の負担を求め中間所得層の負担上昇を抑制するための国民健康保険法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額について改正を行う。

	基礎賦課額	介護納付金賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	計
令和6年度	65万円	17万円	24万円	106万円
<b>令和7年度</b>	<b>66万円</b>	<b>変更なし</b>	<b>26万円</b>	<b>109万円</b>

### 4 令和7年度 軽減判定基準額

物価の動向等を踏まえ、国民健康保険法施行令の改正に準じて、軽減判定基準額の改正を行う。

軽減率	判定基準	
7割	変更なし	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割	令和6年度	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>29.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者の数)
	<b>令和7年度</b>	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>30.5万円</b> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者の数)
2割	令和6年度	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>54.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者の数)
	<b>令和7年度</b>	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>56万円</b> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者の数)